

令和 4 年 6 月 4 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00804

研究課題名（和文）企業法制における評価基準の探求

研究課題名（英文）Valuation Standards of Corporate Law

研究代表者

吉原 和志（Yoshihara, Kazushi）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：10143348

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、企業法制の「望ましさ」を評価するために使われる基準について探求するものである。企業に関する様々な法令や判例を研究対象として、それらがどのような評価基準によっているのかを記述的に分析し、明らかにしてきた。さらに、企業法がどのような価値を推進すべきかについての規範的な研究も行い、多くの研究業績を公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、企業法制はどのような基準によって設計されており、また設計されるべきであるかについて考察したものであり、企業に関する法学・経済学の発展に大きく寄与するとともに、現実の法制度設計にも貢献するものである。また、本研究は、多様な専門領域を持つ法学者と経済学者が協力して実施された研究であり、学際的な研究プロジェクトとして位置づけられ、今後の学際的研究の基盤を形成するものでもある。

研究成果の概要（英文）：In this research project we have tackled the issue of how to evaluate business and corporate law. We have investigated various statutes and case laws in the area of business/corporate law and considered on what normative standards those rules are based. We have also examined a normative question, that is, what value (or values) business/corporate law should promote.

研究分野：民事法学

キーワード：法と経済

1. 研究開始当初の背景

立法論であれ解釈論であれ、およそ望ましい法制度が何かを論じるうえでは、どのような評価基準に基づいてそれをするのかの問題を避けて通れない。法の経済分析の論者の中には、個人の効用の関数(通常は、その総和)として定義される社会厚生を最大化が、法制度の唯一の評価基準とされるべきであると主張する者もある。ただ、こうした立場は法の経済分析の内部でも全面的に支持されているわけではなく、社会厚生を重要な評価基準としつつも、非厚生的な評価基準(分配の衡平や義務論的正義等)の併存を認める立場も有力である。

本研究の研究代表者および分担研究者(以下、研究メンバーという)は、法学者または法制度の理論的または実証的な分析に関心を持つ経済学者であり、究極的には、法制度の評価基準は何であるべきかという規範的な問いに関心がある。ただ、本研究においては、そうした問いを念頭に置きつつ、より記述的な分析に重点を置くことにした。すなわち、現に存在する法規(条文)、判例および学説が、どのような評価基準をとっているかを探求することである。より具体的には、ある事柄について、社会厚生を最大化を唯一の評価基準とした場合に支持されるであろうルールと比較して、現実の法規、判例、学説がどの程度乖離しているかを検討することである。このようなアプローチをとるのは、法の経済分析の進展により、評価基準として社会厚生を最大化を採用する場合、どのような状況のもとでどのようなルールが支持されるかについて相当程度の合意が形成されているため、社会厚生基準は、他のありべき評価基準と比較するための参照基準としての役割を果たしうるためである。また、現代の法の経済分析は、現実の法規、判例あるいは学説が、社会厚生基準をとる場合に支持されるルールと比較して、どのように乖離するかについて、検証可能な仮説を提示しているためでもある。そのようにして、社会厚生最大化の基準と実際の法規、判例あるいは学説の乖離を明らかにすることができれば、次の段階として、そのような乖離には合理的な理由があり、法制度は社会厚生基準とは(少なくとも部分的に)異なる基準を採用すべきなのか、それとも乖離には合理的な理由がなく、この点の法制度は社会厚生を最大化基準に合致するように修正される必要があるのか、といった点を検討することが可能となる。その点で、本研究の記述分析は、法制度の評価基準は何であるべきかという、規範的な問いのための有益な準備作業となりうるであろう。これが、本研究の開始した背景である。

2. 研究の目的

本研究は、企業法制に関する主要な法規、判例、学説がどのような評価基準によっているかについて、それが社会厚生を最大化基準とどのような点で乖離しているか、またその乖離は、法の経済分析が提示する仮説とどこまで整合的であるかという見地から、記述的に分析することを目的とするものである。

3. 研究の方法

研究期間中、研究メンバー(連携研究者も含む)は、2~3ヶ月に1回程度の定例研究会で、各自が進める研究について報告し、それについて議論を行った。また、研究期間の前半2年間は、年に1回の頻度で研究会合宿を行い、研究メンバーによる報告とそれについての議論を集中的に行う機会を持った。研究期間の後半2年間は、コロナウィルス感染症の拡大により、合宿の中止を余儀なくされたが、その中でも、定例の研究会は、Zoomを用いたオンラインにより、開催を続けることができた。このような研究会での報告・議論をベースとして、各研究メンバーが、各自の専門領域において、企業法制における評価基準に関連する問題について

考察を深め、研究成果を公表した。

4. 研究成果

3で説明したような研究活動に基づき、各研究メンバーが、自己の専門領域において、企業法制における評価基準に関連する問題について、多数の研究成果を公表することができた。各研究メンバーの主要な研究成果は、以下に述べる通りである。

西内は、その専門である民法・消費者法を中心に、行動経済学の知見を活用した法制度分析を行い、研究成果を公表した。具体的には、民法や消費者法の領域で議論されている、契約の拘束力を否定する種々の法制度の根拠について、行動経済学の知見を用いた分析が有用である可能性を検討した。また、近時、解釈、立法の両面で関心が高まっている消費者信用法制に関し、行動経済学の利用可能性について問題となる各場面ごとの検討を行った。さらに、消費者の認知能力の限界を踏まえた消費者契約法の設計方針について考察するとともに、ソーシャルレンディングや電子契約など、具体的な契約類型について研究成果を公表した。

松田は、その専門である民法・消費者法を中心に、経済学やゲーム理論の知見を用いた法制度分析を行い、研究成果を公表した。具体的には、消費者契約法に関し、帰結主義的立場に基づいて、規制の帰結について適切に判断しうるのは誰かという観点から、契約規制の問題を判断主体の問題として理解する可能性を考察した。また、適格消費者団体による差止訴訟制度を含む、約款内容の適正化のための法制度の分析を行ったほか、定款約款に関する法制審議会の議論の資料をまとめた。さらに、消費者契約の内容規制を、私的自治に対する介入としてではなく当事者と規制主体の共同による契約内容形成プロセスと理解するという理論枠組みを提示した上、携帯電話サービス契約に対する立法及び裁判を素材に応用的検討を行った。また、ゲーム理論やネットワーク分析を応用し、契約の成立プロセスについて、社会厚生を増進する法的規律のあり方を考察した。

田中は、その専門である商法・会社法を中心に、社会厚生ないし効率性を評価基準として、望ましい法制度のあり方を考察する研究を行い、研究成果を公表した。具体的には、会社法の領域では、株主第一主義の意義を明らかにするとともに、その限界についても考察する一連の研究を公表した。また、会社・株主間で会社法の規律と異なる契約を結ぶ場合の法律問題を検討したほか、コロナウィルス感染症拡大という状況下で株主の出席を制限して株主総会を開催する可能性を論じた。会社法以外の企業法の領域については、金融危機の防止のための銀行の自己資本規制の大幅強化を求める近時の経済学者の主張を紹介し、自己資本規制の便益と費用に関する理論的、実証的な研究を検討したほか、社会厚生と私的利益の乖離から生じるインセンティブの歪みを法制度により是正するという見地から、公益通報者保護法制の意義と課題について検討した。

家田は、その専門である商法のほか、知的財産法を含む広い領域で、経済学の知見も活用した法制度分析を行い、研究成果を公表した。具体的には、経済学者との共同研究として、産業財産権の権利者自身が費用分担して保全を行うことの効率性への影響を分析した。また、ファッションに関する文化流用と差別表現が問題とされた事案を検証し、企業による適切なガバナンスの確保が、企業価値の毀損防止にとどまらず積極的な企業価値を創設する可能性を検討した。さらに、ファッションデザインについて、商標制度など財産権による保護だけでなく、文化流用や差別の防止など倫理的観点からの法的保護についても検討した上、経済分析の知見を踏まえ、経済効率性を最大化させるようなファッションライセンス契約への法的規律について考察した。また、国際取引における保証状による保証の無因性が争点とされた最高裁判例を題材

に、無因性を認める根拠と保証状中の文言との関連性を考察した。

浅妻は、その専門である租税法の領域で、税制の中立性や効率性を重視する視点から、法制度分析を行った。具体的には、減価償却の問題を手がかりにして消費税の中立性（所得税の非中立性）に関する既存の議論を再検討する可能性を提示した。浅妻は、税制のビジネスに与える悪影響を減じるべく、(1)価格決定をめぐる税制上の紛争を減らすこと、(2)課税の非中立性を減らしていくこと（課税対象を納税者が操作できない属性にすること）について、検討した。

加賀見は、多くの法領域について、法の経済分析を用いた研究を行い、成果を公表した。具体的には、行政機関等の説明責任についての理論研究（モデル分析）を行ったほか、説明責任および強行法規について、経済理論に基づき新たな観点を提示した。また、認知症患者鉄道死亡事故についての最高裁判例を題材に、経済分析の使い方に焦点を当てた分析を行った。さらに、国際私法の経済分析に関する業績を公表した。

村松は、刑罰の抑止効に関する実証研究をすすめ、研究会で研究成果を報告した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 西内康人	4. 巻 92
2. 論文標題 消費貸借法制と行動経済学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 137-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 249
2. 論文標題 消費者の意思決定 法学以外の学問を助けにしたモデル化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 81-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 156
2. 論文標題 債権法改正立法資料集成（5） 定型約款（2）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 392-489
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 156
2. 論文標題 債権法改正立法資料集成（5） 定型約款（3）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 639-730
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 2020
2. 論文標題 強行規定による個別的な消費者保護の可能性 [Omri Ben-Shahar & Ariel Porat, Personalizing Mandatory Rules in Contract Law]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 66-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田貴文	4. 巻 62
2. 論文標題 携帯電話の通信サービスに関する約款の変更条項についての適格消費者団体による差止訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例理マークス	6. 最初と最後の頁 30-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中亘	4. 巻 72
2. 論文標題 会議体としての株主総会のゆくえ - 『株主総会運営に係るQ&A』の法解釈と将来の展望 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 41-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中亘	4. 巻 92
2. 論文標題 株主第一主義の合理性と限界 (上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 123-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中亘	4. 巻 92
2. 論文標題 株主第一主義の合理性と限界(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 79-86
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 家田崇	4. 巻 44
2. 論文標題 ファッションに関連する文化流用と差別表現	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 丸山絵美子, 西内康人	4. 巻 91(11)
2. 論文標題 消費者法の作り方 連載の趣旨と導入的説明	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88-94
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 92(3)
2. 論文標題 民法学のあゆみ 谷川和幸「共同著作物と共有著作権(一)~(五・完)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113-117
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅妻章如	4. 巻 47
2. 論文標題 租税手続のICT化：所得分類毎の対物課税から対人課税へ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 42-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅妻章如	4. 巻 233
2. 論文標題 固定資産税率の増減と所得税率の増減が資産価格に与える影響は違うか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 資産評価情報	6. 最初と最後の頁 3-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅妻章如	4. 巻 101
2. 論文標題 理想的所得課税と理想的消費課税との違いは無リスク収益部分の課税の有無の違いより更に小さいかもしれない	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 家田崇	4. 巻 243
2. 論文標題 保証状による保証の無因性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 118-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中 亘	4. 巻 2195
2. 論文標題 公益通報者保護制度の意義と課題 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の発足に寄せて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 13-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田 貴文	4. 巻 92(3)
2. 論文標題 消費者契約の協働的形成に関する一考察（上）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 88-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田 貴文	4. 巻 92(4)
2. 論文標題 消費者契約の協働的形成に関する一考察（下）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 100-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田 貴文	4. 巻 156(6)
2. 論文標題 債権法改正立法資料集成（5） 定形約款（1）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 101-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加賀見一彰	4. 巻 17
2. 論文標題 法・法学への経済学の観点からの貢献の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代社会研究	6. 最初と最後の頁 63-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯島裕胤, 家田崇	4. 巻 6
2. 論文標題 企業による産業財産権保全活動とその社会的最適性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人文社会科学論叢	6. 最初と最後の頁 205-216
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿・大屋雄裕・小塚荘一郎・佐藤一郎・岡田仁志・西内 康人	4. 巻 27
2. 論文標題 契約と取引の未来 スマートコントラクトとブロックチェーン	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 152-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内 康人	4. 巻 456
2. 論文標題 契約の成立と「書面」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西内康人
2. 発表標題 契約締結過程と行動経済学 問題の設定
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松田貴文
2. 発表標題 消費者契約の協働形成－携帯電話通信サービス契約違約金条項を素材として
3. 学会等名 法と経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西内康人
2. 発表標題 行動経済学とその法的応用の概要
3. 学会等名 法と経済学会ワークショップ
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 田中亘（編）、森・濱田松本法律事務所（編）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 457
3. 書名 会社・株主間契約の理論と実務 - 合併事業・資本提携・スタートアップ投資	

1. 著者名 加賀見一彰	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 356(313-350)
3. 書名 法と経済学の基礎と展開	

1. 著者名 東大社研, 玄田 有史, 飯田 高, 田中亘	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 362(139-171)
3. 書名 危機対応の社会科学 上	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	田中 亘 (Tanaka Wataru) (00282533)	東京大学・社会科学研究所・教授 (12601)	
研究分担者	松田 貴文 (Matsuda Takafumi) (00761488)	名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・教授 (13901)	
研究分担者	西内 康人 (Nishiuchi Yasuhito) (40437182)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	加賀見 一彰 (Kagami Kazuaki) (50316684)	東洋大学・経済学部・教授 (32663)	
研究分担者	村松 幹二 (Muramatsu Kanji) (50453569)	駒澤大学・経済学部・教授 (32617)	
研究分担者	浅妻 章如 (Asatsuma Akiyuki) (60386505)	立教大学・法学部・教授 (32686)	
研究分担者	家田 崇 (Ieda Takashi) (90319244)	南山大学・法学部・教授 (33917)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携研究者	森田 果 (Morita Hatsuru) (40292817)	東北大学・大学院法学研究科・教授 (11301)	
連携研究者	得津 晶 (Tokutsu Akira) (30376389)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Research Design Workshop	開催年 2020年～2020年
------------------------------------	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------